

社会保険労務士アンケート結果と対策の検討

本資料は、平成 25 年 6 月に年金記録問題に関する特別委員会から全国社会保険労務士会連合会に依頼した年金記録問題の再発防止対策等のアンケートについて「385件」の回答があり、このうち普遍的で具体的提案、問題提起のあるものについて、これに対する厚生労働省年金局及び日本年金機構の現在の考え方を記述したものである。(なお、「社労士からの提案、問題提起」の欄は、アンケート回答のものを、適宜複数から同趣旨の回答のあるものは1つにまとめたり、要約を行ったりして作成している)

平成 25 年 10 月 31 日

日 本 年 金 機 構

I 記録問題への対応

項番	社労士からの提案、問題提起	考え方
1	<p>年金請求時等において、旧姓や読み方違いによる漏れがないか徹底的に検索し、加入歴の聴取を十分に行うべきと考えるが、勤務先名称や基本情報(氏名・生年月日等)が屋号や間違いにより異なる場合や、生年月日が異なり、通常の氏名・生年月日検索や単純なマイクロフィルム検索では見つからないケースなど、相談担当者のレベルにより記録発見に差が生じる可能性についてどのように対応しているのか、</p> <p>また、ホテルや旅館・パチンコ店など店舗名(屋号)と適用法人名が違うこと、名称の変更や所在地変更が繰り返されたことで、事業所記録が見つからないケース、それにより本人の記憶と実際の名称が違っている場合があることによりどのように対応するのか。</p> <p>(同趣旨ご意見=15件)</p>	<p>年金請求時等における年金記録の確認調査に際しては、「年金請求時等における記録の確認手順」により統一的な調査手順を定めた。旧姓での記録、生年月日の相違にも対応できるよう、氏名については他の読み方、よく間違われる読み方をご本人に確認し検索するほか、生年月日は必要に応じて幅を持たせて調査することなど統一的に行うことにより、今後は、窓口担当によって結果が異なることのないようにしている。</p> <p>また、機構LANには市町村の統合状況や屋号と適用事業所の関係について、一部の年金事務所が保有していた資料など記録回復に役立つ資料を掲載している。</p>
2	<p>オンライン上の氏名のフリガナが異なっている場合の対応として、旧台帳(カセット記録)の整備が必要ではないか。</p>	<p>旧台帳記載の漢字氏名については既に紙台帳検索システムでの検索が可能であり、オンライン上のカナ氏名が相違している場合の対応としてこの機能を活用することが考えられる。なお、旧台帳(カセット記録)にはカナ氏名は記載されていないため、実際に対応することは困難であることを御理解いただきたい。</p>
3	<p>年金記録問題第三者委員会で、本人記録確認の過程で収集した情報の中には、他の者の記録確認に有用なものがあると考えますが、有意義に活用しているのか。</p>	<p>年金記録確認第三者委員会が調査過程で収集した資料については、年金事務所等での記録確認作業に資するためその一部を提供いただいており、個々の相談ケースでの活用を図っている。</p>
4	<p>船員保険特有の問題(船員手帳では加入記録が確認できないなど)により、記録確認が困難なケースにはどのように対応するのか。</p>	<p>船員保険の記録については、記録確認において厚生年金と異なる点があることから、経験者を講師とした研修を定期的に開催するなど、困難ケース(例えば船員手帳に船舶名称のみ記載されており船主名の記載がない場合の調査方法等)への対応を図っている。</p>

5	<p>外国人氏名のカナの振り方は決まっていない。オンラインに記録されているフリガナが異なる場合、記録確認が困難と考えるがどう対応するのか。</p>	<p>外国人のカナ氏名については、これまでカナで届出のあった氏名をそのまま収録していたが、外国人の住基への登録が制度化されたことに伴い、24年7月から国民年金、25年7月から厚生年金と被扶養者(国年3号)について、アルファベットにより収録することとしており、更に今後、資格取得届、被扶養者(異動)届(国年3号届)、氏名変更届等を提出する場合、「アルファベット氏名」を記載することを事業主に義務付ける方向で検討している。</p> <p>なお、これまで収録されたものについては、お客様の申し出内容等から様々な検索を行い対応することになると考えられる。</p>
6	<p>遺族、特に故人の場合の記録の確認は、ご本人の記憶を基に記録を探すことができず、通常の記録確認に比べて難しい。遺族関係の記録確認についてはどのような配慮を行っているのか。 (同趣旨ご意見=5件)</p>	<p>亡くなられた方の記録の確認は、ご遺族の記憶や亡くなられた方の生前の資料等による方法とならざるを得ない。ご相談の際にそういった資料等をご持参いただくようお願いしている。</p> <p>また、ねんきんネットを活用し、ご遺族の方も死亡者の未統合記録の検索も可能としている。なお、そのようなご記憶が全くなく他に参考となる資料もない場合は、ご本人の記録として統合することはできないことを御理解いただきたい。</p>
7	<p>カセットオープンしていない旧台帳記録(マイクロフィルム化したがオンラインに記録していないもの)も全てオンラインに記録すべきではないか。また、事業所記号がオールゼロ(不明)となっている記録が多すぎるが、これが記録問題の解決を遅らせている原因ではないか。 (同趣旨ご意見=3件)</p>	<p>カセット収録の旧台帳を全てオンライン収録することは、費用や必要人員等を総合的に判断し行わないこととしており、実際に対応することは困難であることを御理解いただきたい。</p> <p>ただ、お客様対応に必要なものは、年金事務所においてカセットオープン(旧台帳記録をオンラインに打ち込む作業)を行っている。</p> <p>事業所整理記号については、旧台帳記載の事業所名称から当該記号を特定することは困難であるため、オンラインへの収録時には「オール0」とせざるを得ないが、旧台帳記録は紙台帳検索システムで、手帳番号・氏名等をキーとして検索利用が可能であり、必ずしもご指摘のような記録問題の解決を遅らす原因にはなっていないと考える。</p>

8	<p>終戦後、駐留軍関係機関に雇用されていた場合、事業所名が判然としないため、記録確認が困難であるが、これについてどのように考えるか。</p>	<p>駐留軍関係の勤務記録は、各地の渉外労務管理事務所名で適用されていたが、一部は基地内の事業所名で適用されていたケースもあり、渉外労務管理事務所を管轄していた都道府県等の公的機関で確認できる場合がある。ただし、ご本人の記憶が十分でない場合、このような確認も困難となる場合があることから、できるだけ当時の資料等があれば相談の際にご持参いただくようお願いしている。</p>
9	<p>生年月日が違うこと、会社名が分からないなど(現在のルールでは)記録統合ができないものについて、他に同姓同名の方がいなければ本人の記録として統合してもよいのではないか。</p>	<p>生年月日が違う場合、会社名や勤務期間をある程度記憶していて、違う生年月日で働いていたことなどをお申し出いただいた場合は、他に同姓の方がいなければ、本人の記録として統合している。しかし、そのようなご記憶が全くなく他に参考となる資料もない場合は、ご本人の記録として統合することはできないことを御理解いただきたい。</p>
10	<p>生活保護関係の記録確認においては、記録統合により受給権が発生するようなケースは記録統合の手続きが行われるが、そうでない場合(記録統合しても受給権が発生する期間には至らない場合)はそのまま放置されることが多いと考える。このような、ある程度記録の特定はできたものお客様の意向で統合に至らなかったものについては、「確認済み」のタグをつけるなどの処理を行うことができないか。</p>	<p>生活保護を受給されている方の記録確認では、受給権に結びつかないために記録統合に至らないケースがあることは承知している。27年10月に受給要件の短縮(25年→10年)が予定されていることを踏まえ、引き続き記録統合をお願いしたいと考えている。 なお、統合されなかった年金記録に確認のタグをつけることは困難であるが、年金事務所での相談内容(他の年金事務所での相談も含めて)の事績は管理しており、将来、再度相談を頂いた際にその情報を活用したいと考えている。</p>

<p>11</p>	<p>加給年金が加算される要件等※について説明誤りがあり、そのため配偶者の加給年金が停止になったり、お客様の振替加算が加算されない等の不利益があった場合の対応が、謝罪と事務処理誤りの公表だけでは不十分であるため、救済措置の検討が必要ではないか。</p> <p>※加給年金は、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上または中高齢の資格期間の短縮の特例(40歳(女性の場合は35歳)以降15年以上)を受ける(以下、「老齢満了」という。)方が、定額部分の支給開始年齢に達した時点で、その方に生計維持されている加給年金対象者がいる場合に支給されます。また、配偶者が老齢満了している老齢年金または障害年金を受給している間は加給年金額は支給停止になります。</p>	<p>加給年金に関する説明誤りがあったお客様に対する救済措置については、法律上支給要件に該当しない為困難であることを御理解ください。なお、お客様への対応として、機構としては、謝罪を行うとともに、ご理解いただけるよう可能な限り丁寧に説明させていただいている。</p> <p>また、事務処理誤りを削減させるために、システム改善、マニュアル等の整備及び現場における勉強会など各種取組を実施している。ご指摘の説明誤りについても、加給年金及び振替加算の加算要件、時期、金額等の留意事項についてマニュアル等の周知徹底を図っている。</p>
-----------	---	---

II 再発防止への対応

項番	社労士からの提案、問題提起	検討の方向
<御本人への確認>		
1	<p>再発防止は制度の周知から。最終的には、個人個人が自己防衛、管理が必要になると思う。その為には制度を知って自分でチェックできること。(定期便など既に実施済)より一層制度の周知ができるよう学校教育等で拡大を図る。 (同趣旨ご意見=4件)</p>	<p>現在、公的年金制度の周知については、 ①年金記録を被保険者に郵送でお知らせする際に、制度に関するパンフレットを同封しているほか、 ②日本年金機構の職員が高校・大学等に出向き、制度に関する説明会を開催する、 などの取組みを行っている。 今後はこれらの取組をさらに推進するとともに、公的年金制度に関するホームページの充実など、制度の周知に積極的に取り組むこととしている。 なお、ご提案の学校教育の活用については、厚生労働省としても重要な課題と認識しており、現在行われている「社会保障の教育推進に関する検討会」での意見を踏まえつつ、今後、その在り方について検討してまいりたい。</p>
2	<p>「ねんきん定期便」については「わかりにくい」「読む気がしない」等の意見も聞きます。標準報酬の極端な減額については「赤字」で表示したり、厚生年金制度についてもっと説明するなど、年金加入者・被保険者自身が、年金制度を理解した上で、直近の年金記録を常に確認することで、正しい記録を積み上げる方向に変えていくことが望ましいと思う。 (同趣旨ご意見=4件)</p>	<p>「ねんきん定期便」でお知らせする内容については、国民の皆様から様々なご意見をいただいているが、「ねんきん定期便」については限られたスペースの中で簡潔に表示することが必要となっている。 この「ねんきん定期便」の様式は、毎年、国民の皆様からのご意見のほか、お客様向け文書モニター会議等のご意見も踏まえ、随時、必要な改善を行っている。</p>

3	<p>基礎年金番号でしっかりと記録の管理をしていく必要がある。重複付番の防止のため、適用時の疑重複調査を徹底し、新規加入の際の同一人疑いリストのチェックを徹底するほか、戸籍の添付や住基コードの登録をさせるなどの対応が必要ではないか。(同趣旨ご意見=5件)</p>	<p>平成24年10月より、資格取得届に基礎年金番号の記入がない場合には、事業主に本人確認を求めている。また、平成25年4月からは重複付番の疑いのある場合には、仮基礎年金番号で別管理している。更に、疑重複調査に未回答な方へ自動的に督促を行うことにより、調査を徹底している。このような取組を進めることにより、重複付番の防止、適正な記録管理に努めていることを御理解いただきたい。</p>
4	<p>基礎年金番号の付番について 未だに基礎年金番号を持たず、特別便等の年金情報が全く送付されていない人が一定数存在している。後納制度の対象期間中に、何らかの広報を行うことで、手番のみの方の掘り起こしと確認を行ってみてはどうか。</p>	<p>基礎年金番号制度創設前の加入履歴(手帳番号)しか持っていないなど、基礎年金番号をお持ちでない方に対しては、これまでも基礎年金番号への切り替えについて機構HP等により周知しているほか、年金相談等の際に判明した場合は、基礎年金番号を付番してきている。引き続き対応を図ってまいりたい。また、後納制度が平成15年度以降が対象となることから対象者が限定されることや対象者を把握することが困難であるため、基礎年金番号への切り替えについては、市町村等に広報素材を提供する方法で周知を図ることを御理解いただきたい。</p>

5	<p>番号制度の導入に関して、個人番号と基礎年金番号の紐付作業は困難であり、記録問題と同じようなことが起こらないようにする必要はあるが、個人番号と基礎年金番号の紐付作業などに必要な準備期間がたりないのではないかと。また、記録問題の再発防止のため、個人番号を活用した適用業務等について具体的に検討すべきである。 (同趣旨ご意見=6件)</p>	<p>機構では現在、住民票コードと基礎年金番号の紐付作業を進めており、受給者についてはほぼ全員(99%)、被保険者については約9割の収録率(平成25年3月現在)となっている。個人番号の紐付はすでに紐つけられた住民票コードをキーに行うことにより確実かつ効率的に行うことができると考えている。また、番号制度導入時にこの方法により個人番号が紐つけられなかった者については、平成28年中に本人等への照会などにより個人番号の紐付を進めることとしている。平成28年1月の番号制度導入時には年金の相談・照会時の本人確認に個人番号の利用を開始し、1年後の平成29年1月からはお客様からの各種届出、申請等でも個人番号の利用を開始することとしている。</p> <p>番号制度導入後は、住民登録に基づき付番される個人番号を基に適用業務を行うことで、本人確認を確実にし重複付番や偽名での加入などを防止するとともに、住基ネットから取得した氏名、住所をシステム的に収録することで機構での入力誤りを防止するなど業務の適正化を図ることができると考えている。</p> <p>今後、番号制度全体の動向も踏まえつつ検討した上で、機構における具体的な事務処理等について、平成28年1月に向けて随時、年金事務所等への情報提供を行ってまいりたい。</p>
<p><事務フロー></p>		
6	<p>電子申請やオンライン申請にして、受け付けたデータを筆記や加工しない。</p>	<p>紙媒体による届出の場合、「明らかな誤字、脱字等の軽微な不備」については、処理の迅速化の観点から業務処理要領(マニュアル)に基づき、補正処理を行う場合があるが、基本的には不備があった場合については返戻により再提出を求めている。</p> <p>電子申請やオンライン申請により提出される届書は、必要項目をシステムチェックすることから不備返戻の減少に繋がるとともに、事業所の事務処理の効率化及び機構の事務処理誤りの防止に効果が期待できることから、電子(媒体)申請を推進する取組を実施している。</p>

7	<p>機構は、「磁気媒体申請」を推進しているが、「磁気媒体申請」だと「入力誤りがない」ということにはならない。また、磁気媒体申請したデータの控え等は事業主にはないため、「事業主側で入力したデータ」イコール「日本年金機構に保存されているデータ」ではない場合、間違っているデータだと言えない状況にあり、どの時点で間違ったのかが分からないリスクがある。</p> <p>近い将来、個人番号により情報連携等されるという構想をお持ちであれば、「磁気媒体申請」ではなく、「オンライン申請」に軸足を移す動きになるのではないか。</p>	<p>「磁気媒体申請」については、提出された媒体により系統的に処理を行うことで人的要因による入力誤りの防止が図られることから、機構として対象となる届出書の範囲を拡大し推進している。</p> <p>なお、機構が提供する届書作成プログラムで届書ファイルを作成する場合、入力したデータはパソコンのハードディスクに保存されるようになっている。また、機構が公開している仕様書に基づきソフトウェア開発会社が作成したソフトにより届書ファイルを作成する場合においても、仕様書の中で利用者において「副」の作成・保管を求めているもの。</p> <p>そのため、機構に提出したデータについては、事業主側で確認できる仕組みになっている。</p> <p>「オンライン申請(電子申請)」については、人的要因による入力誤りの防止とともに、利用者の利便性向上などの観点からも今後も積極的に推進していきたい。</p> <p>なお、番号制度導入後の「オンライン申請」については、番号制度における「マイ・ポータル」の活用などと併せて、今後検討を進めていくこととしている。</p>
8	<p>届書の入力に際しては、ダブルチェック、トリプルチェックなど、チェック体制の強化が必要。また、単なる入力作業ではなく重要なことであるという認識と職員の質の向上が必要である。 (同趣旨ご意見＝13件)</p>	<p>届書の入力についてはダブルチェックを行う旨マニュアルを整備し、チェック体制の強化を図っている。職員に対しては今後ともマニュアル遵守の徹底を図っていききたい。</p> <p>なお、健康保険・厚生年金保険適用関係の届書については、パンチ入力として外部委託しているが、全入力項目について別人による2度打ちする機能を活用し、入力誤りの防止を図っているところである。</p>

9	<p>「年金記録問題」再発防止策として、「届書作成支援プログラム」が検討されているようだが、重要なポイントは「入力内容(数字や項目の相関関係)がシステムの行っているチェックの範囲内に収まっている」イコール「入力内容が正しい」、「実態、事実と合っている」ということには決してならないということである。</p> <p>また、「届書作成支援プログラム」に法令や制度的なチェックを設けたとした場合、各項目の入力の都度、チェックが行われると、警告メッセージやエラーなどが頻繁に表示されるようになり、結果、使用されないシステムが出来ることと思われる。日々、被保険者や被扶養者などの事実を確認しながら申請を行っている事業主側に一方的な業務負担とならないようにステークホルダーにとって効率化、適正化を図れる仕組み作りをしてほしい。</p>	<p>届書作成支援プログラムは、利用者方の入力誤りを防止する為にシステム的なチェックを行うと共に、WMへの入力ミス防止する為に入力項目を二次元バーコードに収録し機械的に読み込ませるものである。これにより、届書の不備返戻の減少による事務処理の迅速化、機構においても事務処理誤りの防止及び事務の効率化が期待できる。</p> <p>提出された届書については、これまで通り、「入力内容が正しい」かどうか職員による内容審査も行うこととしている。また、当プログラムのシステムチェックの設定にあたっては、利用者の操作性やニーズも考慮しながら、使用しやすいものとなるよう検討してまいりたい。</p>
10	<p>再発防止については、資格取得時に住民票コードで、氏名・生年月日等を確認したらどうか。</p>	<p>平成24年8月3日に厚生労働省より資格取得時の本人確認を事業主に徹底するよう通知され、これを受けて平成24年10月から、事業主に資格取得届提出時に年金手帳で基礎年金番号等によりご本人確認の徹底をお願いしている。住民票コードの利用については、事業主が求めてはならないこととされているため、事業主からの届出は困難である。</p>
<p><事業主－厚年></p>		
11	<p>適用事業所の事務担当に対する定期的な講習会を開催すること、特に新規加入適用事業所や社会保険の事務担当者が変わった事業所に対して資料配布や説明を徹底する。また、事業主に対して取得届提出時の厳格な本人確認(氏名・ふり仮名・生年月日を住民票等で確認)及び配偶者の確認を指導する。 (同趣旨ご意見=6件)</p>	<p>適用事業所の事務担当者(事業主)を対象とした事務講習会については、毎年、算定基礎届の提出時期に合わせて各年金事務所で会場を確保し実施している。なお、新規適用事業所に対する事務講習会については、一部の年金事務所で実施しているに止まっているため、今後実施する体制が整うかを含め検討したいと考えている。また、平成24年10月から、資格取得届提出時に年金手帳で基礎年金番号等によりご本人及び配偶者確認ができない場合については、資格取得届を事業主へ返戻し処理を行わないこととしている。</p>

12	<p>「資格取得届」「月額変更届」「算定基礎届」について、決定と同時に被保険者本人への通知について事業主に徹底する。また、届出書への本人の押印を求め控えを本人に交付することはできないか。 (同趣旨ご意見=4件)</p>	<p>事業主による各種決定通知書の本人への通知については、厚生年金法等により事業主に課せられた義務であり、現在、事業所調査時や各種説明会の機会を通して周知・広報及び事業主に対する指導を行っている。事業所調査による指導で、被保険者等へ通知されていない場合は、罰則が適用されることとなっている。 届出書に本人の押印を求めることは、現在、連名式であり他人の個人情報が見えてしまうため適当でなく、これを個票に変更することは、事業主への事務負担増が伴うため困難と考える。</p>
13	<p>標準報酬月額の見直しや遡及しての標準報酬月額の訂正や賞与の訂正がされている場合は、それが正当な内容なのかどうか、適用の段階で年金事務所での確な審査を行うほか、定期的な調査を計画的に進めるべきである。 (同趣旨ご意見=1件)</p>	<p>月額変更届が60日以上遡って提出された場合や標準報酬月額を大幅に引き下げる場合等については、賃金台帳や出勤簿の提出を求め、届出の事実確認を申請時に行うこととしている。また、全ての適用事業所を対象に、4年に1度事業所調査を実施することとしており、事業所調査時において標準報酬等の適否や期限内に提出すること等の指導を行っている。</p>
14	<p>資格喪失届時に扶養者がいる時は、被扶養者異動届も提出させる。</p>	<p>被扶養者異動届を提出させることにより、第3号不整合問題の再発防止につながるものと考えますが、この場合、お客様にご負担をかけることになる。 そのため、機構においては、従来から配偶者の資格喪失を契機とした、第3号被保険者に対する種別変更届の届出勧奨を実施している。 また、配偶者の加入する被用者年金制度が変わったときは、3号被保険者にかかる種別確認届を、事業主を経由して届出ることとされている。 これに加え、今般公布された厚年法等改正法において、第3号被保険者であった者は、配偶者の扶養から外れた場合は、その旨を事業主を経由して届出ることを義務化(平成26年12月施行予定)しており、お客様にできる限り負担を課すことなく、3号不整合問題の防止対策を講じている。</p>

15	<p>記録問題の再発防止のために、以下の事項について事業主、被保険者に対して義務化する。</p> <p>①事業主に対して年金手帳に、入社日、算定、月変、喪失などの記録を記載させる。</p> <p>②10人以上の企業に対して社労士による調査を義務付ける。</p> <p>③30歳・40歳・50歳・58歳の人について、給与明細を年金事務所に持参してもらるか企業が賃金台帳を年金事務所に持参し記録の確認または調査を行う。</p> <p>④給与明細書を法定様式にして、標準報酬月額と保険料率を記載する。</p> <p>⑤算定の決定通知書に被保険者の確認通知書を作成送付し、被保険者が確認したうえで確認通知書を提出してもらう。 (同趣旨ご意見=5件)</p>	<p>現行においても、事業主は資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を届け出る義務を負っている。また、提出された書類については年金事務所において事業所調査を行い、労働者名簿や賃金台帳等で届出に相違がないか確認しているところである。ご提案の内容は、事業主にさらなる事務負担を課すこととなるため、実現には困難が伴うと考える。</p>
16	<p>健康保険組合や厚生年金基金への届出様式を統一化する。</p>	<p>健康保険組合と日本年金機構への届出様式については、健康保険法施行規則と厚生年金保険法施行規則において、同一の様式が定められており、すでに統一化されている。</p> <p>ただし、様式の備考欄には、「必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。」と規定され、各保険者の判断で変更を加えることも可能とされているが、個々の変更の妥当性については、事務処理上の必要性・統一的な事務処理の要請等にかんがみ、各保険者において適切に判断されるべきものであると考える。</p> <p>厚生年金基金への届書は、「厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて」(昭和42年3月28日年企発第20号)の別添「厚生年金基金事務取扱い準則」第三.一.(2)に記載のとおり、同時複写による作成として差し支えない。</p>

17	<p>法律上の罰則規定は非常に軽いものとなっており、いまだに数多くの未適用事業所や、標準報酬月額の届け出誤りがある、罰則規定で厳罰を科すなどの対策をとらなければ何も解決しないと考える。</p>	<p>厚生年金保険法及び国民年金法の罰金額は、他の社会保険制度における罰金額との均衡も考慮しながら設定されており、平成16年の制度改正において、罰金額の引上げ等の措置を講じたところである。</p> <p>また、標準報酬月額届け出誤り等に対しては、平成24年度から適用事業所すべてを対象に、少なくとも4年に1度事業所調査を実施することとしており、適用の適正化が図られるよう取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>なお、適用されるべきにもかかわらず、検査忌避などを繰り返し、加入指導に従わない悪質な事業所に対しては、告発も視野に対応するとともに、告発を行った際には、事業所名等の公表を行うこととしている。</p>
18	<p>「脱法的手法」を防止する方策を検討する。</p> <p>例えば、海外法人を設立し、従業員を全員当該海外法人に移籍させ、海外から国内に向出させる、という形式的処理を行って標準報酬月額の誤魔化し(社会保険料の節約、と言われているようですが)を実施している事業所については、監督署等とも協力して、勤務実態から本来の標準報酬月額を職権で決定することは出来ないか。</p> <p>また、法人の他に個人事務所を設立し、従業員を「2事業所勤務」(形式上、法人と個人事務所の双方から給与が支払われている形を取る)とすることで、個人事務所から支払われている給与分の届出を行わない(標準報酬月額を誤魔化す)、といった手法を取っている事業所については、「2以上勤務」の一方が法人である場合、実態に応じて、個人事務所分の給与も合わせて標準報酬月額を決定する、といった形を取ることは不可能なのか。</p> <p>役員報酬について、月額を10万円とし、役員賞与で800万程度を支払う手法を取る場合、これを合法とせざるを得ないのであれば、せめて逆選択として、傷病手当金支給事由が発生した時に、遡って報酬月額の変更を届け出ることを禁止する、といったペナルティを設けることは出来ないか。</p> <p>標準報酬月額の低額届出問題については、明らかに違法な手法を採られていることも有るが、一方で、前述のような「脱法的手法」を採られた場合、年金記録問題(年金不信)は、どこまでも継続することになる(脱法＝違法ではない、ということだけで放置しておいても問題は無いのか)。</p>	<p>報酬とは、厚生年金保険法第3条において「いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもの」と規定されており、国内勤務者、海外勤務者の区別はなく、適用事業所から実質的に支払われているものは、原則全て報酬となる。</p> <p>海外法人を設立し、従業員を全員当該海外法人に移籍させ、海外から国内に向出させる場合においても、国内の適用事業所の指揮命令の下、労務を提供し、その対価として国内の適用事業所から報酬を受けているものであれば、その報酬に基づき標準報酬月額を決定することになる。また、国内の適用事業所の給与規定等により、海外法人から給与が支払われている場合は、その給与が実質的に国内の適用事業所から支給されていることが確認できれば報酬に含めることになる。</p> <p>法人の他に個人事業所を設立した場合においても、法人の指揮命令の下、労務を提供し、その対価として法人から報酬を受けているものであれば、その報酬に基づき標準報酬月額を決定することになる。また、法人の給与規定等により、個人事業所から給与が支払われている場合は、その給与が実質的に法人から支給されていることが確認できれば報酬に含めることになる。</p> <p>傷病手当金等の不正受給については、これに対応するため、健康保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第26号)により、協会けんぽに、事業主に対して立入検査等を行う権限を付与した。この権限などを活用して正確な標準報酬月額等の届出が行われるよう努めている。</p> <p>いずれにしても、「脱法的手法」が行われることのないよう、年金事務所による事業所調査において、労働者名簿や賃金台帳等で届出に相違がないか確認するなど、脱法的手法が行われることのないよう、事業主に対し、適正な届出を提出するよう指導に努めていきたいと考えている。</p>

Ⅲ 事務改善への対応

項番	社労士からの提案、問題提起	考え方
<国年関係>		
1	<p>3号不整合記録に関して、被用者年金制度の配偶者という定義が浸透していないため、3号喪失の届出の勧奨も届出に結びついていない。</p> <p>勧奨によっても届出がされない者については、職権で喪失させる現行の処理を徹底すべき。</p>	<p>配偶者が資格喪失した契機による、第3号被保険者の種別変更届出の届出勧奨については、平成24年2月から、勧奨を行っても自主的な届出が無い者については、事象発生後4か月後に職権により3号から1号に種別変更の処理を行っているところである。</p> <p>第3号不整合問題の発生防止策としては、これに加え、今般公布された厚年法等改正法において、第3号被保険者であった者は、配偶者の扶養から外れた場合は、その旨を事業主を経由して届出ることを義務化(平成26年12月施行予定)しており、お客様にできる限り負担を課すことなく、3号不整合問題の防止対策を講じている。</p>
2	<p>3号不整合問題では、オンラインシステムが開発中で間に合わないため、しばらくは届を受理した際は、別のデータベースへ登録して記録を管理すると聞いているが、結果として二重に記録を管理することになり、将来また問題が生じるのではないか。</p>	<p>第3号不整合問題の早期に解消することを優先させたため、オンラインシステムを改修するまでの約1年2か月間は、過渡的に別のデータベースに登録し、管理することとしたが、システム改修後は速やかに全ての記録をオンラインシステムへ移行することとしており、このことで、将来において問題が生じないよう対応している。</p>
3	<p>配偶者の退職（厚生年金資格喪失）に伴う被保険者の3号喪失が自動でできるように改善してほしい。</p>	<p>被扶養者異動届を提出させることにより、第3号不整合問題の再発防止につながるものと考えますが、この場合、お客様にご負担をかけることになる。</p> <p>そのため、機構においては、従来から配偶者の資格喪失を契機とした、第3号被保険者に対する種別変更届の届出勧奨を実施している。</p> <p>また、配偶者の加入する被用者年金制度が変わったときは、3号被保険者にかかる種別確認届を、事業主を経由して届出ることとされている。</p> <p>これに加え、今般公布された厚年法等改正法において、第3号被保険者であった者は、配偶者の扶養から外れた場合は、その旨を事業主を経由して届出ることを義務化(平成26年12月施行予定)しており、お客様にできる限り負担を課すことなく、3号不整合問題の防止対策を講じている。</p>

4	<p>被扶養配偶者が社会保険加入のため事前に被扶養者の解除を申し出た場合、社保加入日（3号→2号種別変更）以前に扶養解除日があるために不整合とされていますが、そもそも扶養解除の日を社保加入が確認できてから入力すれば不整合とされないはず、この取り扱いを従来のやり方から改めないで、不整合者は今後も出続けるのではないかと。</p>	<p>第3号被保険者が厚生年金に加入する契機で被扶養者異動届を届出する場合、認定解除日は就職年月日となるものであり、当該事実が発生した後に届出るのが一般的取扱いであるため、適正な届出が行われるよう、事業主等に対して周知を図ることとする。</p>
5	<p>付加保険料の還付事務について、還付決議が追い付いていない年金事務所がある。26年4月から付加保険料の納付期間が延長されるが、年金相談において、このまま納付済み期間として年金見込額を計算してよいのか、いずれ還付されることとして計算してよいのか判断に困ることがある。</p>	<p>付加保険料が納期限までに納付されなかった場合、辞退されたものとみなされ、納期限経過後に納付された付加保険料は還付となる。年金相談では、納付記録による納付年月日を確認したうえで、正しい記録に基づき試算を行うこととなる。</p>

6	<p>20歳到達者に対する基礎年金番号については、市町村ごとに20歳到達者に対して誕生月毎に付番がされています。リストは生年月日順となっていて大きな市町村では同一生年月日が10件近く並ぶことも少なくありません。オンライン入力処理では基礎年金番号と生年月日のいずれかが不一致であればチェックがかかりますが一致すれば入力されます。番号の下二桁、生年月日の日付を間違ってもスルーする仕組みは変更すべきと思います。</p>	<p>基礎年金番号の付番方法については、事業主及び被保険者からの届出誤りにより、別人の基礎年金番号を更新することを防止するため、平成24年2月から、付番順を生年月日順から、カナ住所順・漢字住所順(文字コード順)に変更し、改善を図ったところである。</p>
7	<p>2年以上遡及して1号被保険者への種別変更処理を行った場合、WM画面上で、処理年月日を確認できないため、お客様が後日、届出を行った時に保険料を払ったと主張されても、遡及して種別変更したことを説明できないため、WM画面上、処理年月日が判るように改善を図る必要がある。 (同趣旨ご意見=2件)</p>	<p>厚年法等改正法の公布に伴い、時効消滅不整合期間を確認するため、平成25年4月から種別変更届等の処理年月日について、WM画面上で確認できるようシステム改善を図ったところである。</p>
<p><厚年関係></p>		
8	<p>会社の業績悪化等により、どうしても社会保険料の納付が困難になった事業所については、一時的に事業主負担分の保険料を免除にするとか、従業員の同意(署名・捺印)をもらって、一時的に社会保険から国民健保・年金に加入できるようにするとか、柔軟な対応ができないものか?と思う時もあります。</p>	<p>社会保険料の納付が困難な事業所については、保険料の計画的な分割納付などの相談に応じるなど、法律上可能な範囲で柔軟な対応に努めなければならないと考えている。 社会保険制度は、被用者は被用者年金に加入し、それ以外は国民年金に加入することとされ、それぞれ保険料の負担額や給付水準が法定されており、事業主や本人の都合で変更できるようなにはなっていない。これは、被保険者(であった者)に対し、働き方の状況に応じて負担を求め、必要な生活保障を確保する趣旨であり、ご質問のような例外を認めるのは、社会保険制度のルールの本質に関わるものと考えている。</p>

9	<p>A事務所がB事務所を吸収合併し、その後、名称変更を行いC事務所となる場合、B事務所の被保険者は一旦全員資格喪失届を提出し、新たにC事務所に資格取得届や被扶養者異動届等を提出することになります。A事業所については名称変更届を提出すれば、個々の届出は必要がなく、新しい保険証が届くとのことでした。B事業所に届出を要求することは、事業主に多大な事務作業が発生するうえ、届出漏れ等のリスクが発生するため改善していただきたい。なお、雇用保険の被保険者はAB事業所とも自動で移行する為、届出は必要ないとのことです。</p>	<p>A事務所が名称変更してC事務所となる場合は、事業所の名称変更を提出すればその他の届書については不要となる。 吸収されるB事務所については、事業所自体が全喪するため、B事業所の従業員は一旦退職し、新たにA事務所(C事務所)に加入する届出が必要となる。 現在のシステムでは、吸収合併する場合、B事業所の記録が自動的にA事務所(C事務所)に移行するシステムとなっていないため、今後、雇用保険の事務処理方法等を参考に検討していく必要があると考えている。</p>
10	<p>下記届出について、会社に届出を求めるのではなく、健保協会又は健保組合から直接訂正が入るようにできないものではないでしょうか。70歳以上の被用者が増えつつあり、もれが発生するケースが多くなると推察されます。(厚生年金70歳以上被用者該当・不該当届、厚生年金70歳以上被用者算定・月額変更・賞与支払届)</p>	<p>健康保険組合から情報をいただくことは、個人情報保護、健保組合の事務処理等の観点から難しいものと考えている。 健保協会については、70歳以上被用者に関する届出の適正化について、平成25年5月に新たな事務処理手順を定め、事業主等への届出勧奨を徹底している。</p>
11	<p>70歳喪失月の賞与の厚生年金保険料について、誤って徴収してしまうケースが多いのではないのでしょうか？70歳喪失の書類を早めに送り、注意喚起を図るのが良いと思います。</p>	<p>70歳以上被用者に関する届出の適正化については、平成25年5月に新たな事務処理手順を定め、事業主への届出勧奨を徹底することとしている。 その中では、70歳到達月の前月に資格喪失届及び案内文を送付することとしており、届書の早期提出及び制度の周知に努めていく。</p>
12	<p>事業所の合併時の手続をホームページのQ&Aに掲載してほしい。</p>	<p>合併時の原則的な取り扱いについて、ホームページ掲載に向け検討したいと考えている。</p>

＜給付関係＞		
13	<p>共済組合期間がある場合の配偶者加算金について、過払い防止や加算もれが生じないように、共済組合からの情報提供により自動的に対応するようにしてほしい。</p> <p>共済年金受給者については機構側で受給額を把握できないため、配偶者が共済満了者なのに、夫に配偶者加算金が支払われていたり、厚年等の手続きが進まないケースがある、機構側で共済年金支給額等共済の情報を把握できるようにしてほしい。 (同趣旨ご意見=4件)</p>	<p>加給年金額対象者である配偶者が退職共済年金等を受けられるようになった場合、共済組合等からその情報を受けて支給停止を行うことは現時点では困難であることから、老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届(様式230号)を現に加給年金を受給している受給者より提出していただくこととしている。</p> <p>なお、一元化法施行(平成27年10月1日)後は、共済組合等の加入期間も厚生年金期間に統一されることから、加給年金の加算要件等についても共済組合等と厚生年金の加入期間を合算して判定することになる。そのため、各共済組合等で支給する年金情報を自動的に把握するための仕組みを構築することとしている。</p>
14	<p>雇用保険との調整について。雇用保険、年金、給与共に出ない期間が生じるため、事務処理を早くできないか。 (同趣旨ご意見=1件)</p>	<p>雇用保険法による基本手当及び高年齢雇用継続給付と老齢厚生年金との併給調整に当たっては、労働市場センターからのデータ提供が必要となる。この提供方法の見直し及びその頻度を上げるとともに、雇用保険の受給終了後の老齢厚生年金の事後精算の事務処理等を早期化しサービスレベルを向上させることを検討していきたい。</p>
15	<p>配偶者加給金が過払いにならないように、年金請求書に注意を促すような文言を入れたらどうか。また、生計維持申し立てはがきに停止事由該当届の提出についての注意・警告の文面を入れる等、加給年金・振替加算対象者の管理をもっと確実にやるべきだと思う。</p> <p>例) 加給年金対象配偶者(妻)が老齢満了の老厚受給権となった場合、老齢年金の請求が遅れると、さかのぼって夫の加給年金の還付が発生するが、システム上でチェックして、加給年金を止める・・・等、届出に頼らずに、加給年金を止めたり、支給したりするシステムの構築ができないか? (同趣旨ご意見=2件)</p>	<p>現在も、生計維持確認届に同封しているリーフレットなどに「障害年金や各種共済組合の退職共済年金(加入期間が20年以上あるもの)等を受けている間は加給年金は受けられなくなります。」の文言を掲載しているが、あわせて、提出前に記載事項に記載誤り、記入漏れがないかを再確認する「チェック欄」を追加で記載するなど、お客様からの届出が漏れないように工夫を行うこととしたい。</p> <p>なお、加給年金対象配偶者の方が老齢厚生年金の請求が遅れた場合でも老齢満了が確認できる場合は加給年金を支給停止できるようにするシステムの構築については、受給者からの生計維持の届出に基づき処理していること、配偶者が年金を請求したとしても全額支給停止となれば加給年金が支給されるなど一律に加給年金の支払を停止することが出来ないこともあり、困難である。</p>

16	<p>裁定請求書の職歴欄（P3）に基金の記録を載せてほしい。定期便には入っているのに、どうして肝心な請求書に入っていないのか？基金のもらい忘れが発生する原因になる。</p>	<p>現在、年金請求書の年金加入記録の欄については、当機構において年金を決定する際に必要な加入期間について印刷をしているところである。</p> <p>年金請求書の基金の記録を印刷する場合、現在より印刷する履歴の数が増えることとなるため、郵送料や年金請求書（ターンアラウンド）の印刷業務への影響を考慮しシステムの改修を行う必要がある。一方、59歳時にはねんきん定期便として基金の加入記録も印刷して送付しているため、この取扱との関係を含めて今後検討を行っていく。</p>
17	<p>障害年金、遺族年金の請求書の記入欄が狭い、また遺族年金請求書の色や線についてわかりづらいと苦情を受ける。</p> <p>また、ターンアラウンド請求書に同封されている添付書類の説明について、条件が同じ場合は一か所を見ればわかるようにしてほしい。</p> <p>（同趣旨ご意見＝8件）</p>	<p>遺族厚生年金の請求書については、印刷濃度を調整し、お客様にわかりやすいように、平成25年4月使用分から色遣いを変更した。年金請求書の記載欄の拡大などの様式の見直し及び添付書類に関するリーフレットについても、お客様向け文書モニター会議等でのご意見等を踏まえ、改善を行ってまいりたい。</p>
18	<p>添付書類が多くお客様の負担が大きいことや添付もれで返戻され決定が遅くなることもあることから、添付書類の簡略化を検討してほしい。</p> <p>（同趣旨ご意見＝1件）</p>	<p>各種届出での添付が必要な書類については、なぜ添付が必要なのかなど、お客様にわかりやすい説明方法の周知を図り、添付漏れをできるだけ避ける取り組みを進めたい。また、添付書類の簡略化については個人番号制度導入時の情報連携の効果を踏まえ、検討してまいりたい。</p>

19	<p>戸籍の表記が「抄本」と「謄本」のどちらを用意すればいいかわからない、郵送先について「年金事務所か事務センター」と記載、請求書は受発日以降でないと提出できないことや、添付書類も受発日以降に取得した書類が必要である旨を第1面にハッキリ記載すべき。</p> <p>ターンアラウンドの裁定請求書に同封されている「添付書類」の説明が非常に解り難い。例えば、「配偶者の所得証明の代わりに年金証書の添付でも可」という文言が5ページの「収入に関する認定書類欄」に記載されている為、現実には加給年金の支給が未だ発生していない特老厚部分だけの年金証書を持参されることがある。もう少しシンプルに、解り易い記載に出来ないか。 (同趣旨ご意見=8件)</p>	<p>戸籍の表記については、年金各法施行規則において生年月日等の確認の場合は「抄本」、遺族年金請求時に身分の確認を行う場合は「謄本」により確認することとされており、ケースにより異なるため、それぞれにおいて必要な書類をご案内している。(戸籍謄本には確認したい者以外の情報も記載される場合があることから、プライバシーに配慮し、一律に謄本を求めることはしていない。)</p> <p>次に、請求書の郵送先については、現状は原則年金事務所が受付を行っており、送付先一覧を添付してご案内している。年金事務所に来訪された方については、窓口で請求内容を確認し、不足する添付書類等を添えて事務センターへ郵送していただくようご案内を行う場合もあるが、点検の過程を経ず当初より事務センターに直送するようご案内することについては慎重に検討を行う必要がある。</p> <p>次に、年金証書の添付書類の説明内容については、ご指摘の部分を含め、より分かりやすい表現となるよう、今後とも改善を図っていきたいと考えており、お客様向け文書モニター会議等でのご意見等を踏まえ、リーフレットの見直しを逐次行う予定である。また、窓口での説明誤りが発生しないよう、職員向けの解説資料の作成を検討してまいりたい。</p>
<p><サービス・相談関係></p>		
20	<p>年金ネットについて 日本年金機構では、今後、年金ネットの普及を推進していく方向にあるようだが、現状の年金ネットは、定期便の域を超えないので、もっと、機能、使いやすさの充実を図って、国民が積極的に年金ネットを利用するような工夫が必要だと思う。あのままでは、飽きられるというかあまり活用されずに、廃れていくような気がする。</p>	<p>「ねんきんネット」については、年金見込額の試算や持ち主不明記録の検索、電子版の受給者通知の確認など、年金記録の確認以外にも様々なサービスを提供している。</p> <p>今後も、届書の作成支援やスマートフォン対応など、更なる機能の拡充や改善を実施予定であり、更なる利用者の拡大を図りたい。</p>

21	<p>各種の通知や勧奨を行う際に、来所の際に本人が確認できるものを持参することや、代理での来所の場合の注意説明文を加えて欲しい。必ずしも本人確認できるものを携帯して来所される方ばかりではなく、窓口でのトラブルや再度の来所となる方が多いため。</p>	<p>年金相談時における本人確認のための必要書類については、相談者が代理人の場合を含め、機構ホームページ、年金請求書及び年金裁定時に送付する「年金受給者の皆様へ」により周知している。 なお、各種通知書等への当該記載については、記載スペースが限られているため難しい面はあるが、できるだけ記載することとして検討していきたい。</p>
22	<p>ターンアラウンドCDの取扱いについて、ホームページでは「問い合わせは年金事務所へ」となっているにもかかわらず、年金事務所は取り扱いについて習熟していない。</p>	<p>ターンアラウンドCDの取扱については、習熟していない拠点が一部あると聞いているため、お客様にご迷惑をお掛けしないようにターンアラウンドCDの申し込みがあった場合の対応について周知・徹底する。</p>

＜その他＞		
23	年金事務所の窓口担当者のレベルが落ちている気がする。年金制度を熟知しているベテラン担当者がどんどん減っているような気がする。	相談スキル向上のための年金相談研修については、従来から計画的に実施しているが、体系的、かつ計画的な相談研修を実施するため「CS活動及び相談スキルの向上推進のための取組みについて」(平成24年12月指示)を策定し、相談研修及び実践的なOJTに積極的に取り組んでいる。
24	電子申請で公文書が発行されないものがあります。氏名変更届、住所変更届、第3号被保険者届など。事務所に交付できる、終了した手続の内容が確認できる書類がありません。すべての手続で公文書が発行していただきたい。	機構からの諸通知については法令にしたがい実施している。氏名変更届、住所変更届など、書面による届出の場合に通知書を交付していない手続きについては、電子申請においても公文書として通知書を発行していない。 なお、国民年金第3号被保険者関係届(資格取得・種別変更・種別確認)については、被保険者本人へ通知書を交付している。
25	今後、10年(120月)年金を実施するのであれば、カラ期間の取扱いを事前に十分検討しておいてほしい。昭和61年4月以降に支給された脱退手当金の期間は現行法ではカラ期間とはならない。150月程度の厚生年金の脱退手当金を受給した人は、そのまま記録を残しておけば10年で年金が貰えたのに、脱退を勧められたせいで受給出来なくなったといったクレームが予想される。 後納制度+10年年金の話が出て来た頃から、「脱退手当金の案内は控えるように」という業務連絡のようなお知らせは有ったが、それ以前は、むしろ、年金受給に繋がらない人で脱退手当金の請求が可能な方については、積極的に案内を行っていたような記憶が有る。こういった「辻褄の合わない」取扱いの積み重ねが、年金不信に繋がっているように思われるので、ご留意いただきたい。	脱退手当金は、年金受給に結びつかず保険料の掛け捨てとなることを防止するために設けられた経過的な制度であり、昭和61年に基礎年金制度の導入により当該制度を廃止し、経過措置として対象を限定してきたところである。 一方、後納制度や受給要件の短縮は、時勢の施策として措置されたものであり、予めその仕組みを設けることが予定されていたものではなく、それ以前にはやむを得ず脱退手当金を選択せざるを得ない場合もあったと考えられる。 なお、年金機能強化法の法案提出時及び成立時に指示・依頼を发出し、脱退手当金の相談があったお客様には法案の内容を説明し、慎重にご判断いただくよう注意を促すとともに、「年金受給要件に関する確認事項(チェックシート)」により確認を行うこととした。

26	<p>遺族年金の失権事由（未届けの妻の場合）の対応について。公営住宅の入居資格のひとつに、「未届けの妻」があり、住民票上、事実婚であることが求められる。遺族年金の受給権者が、諸事情により安価な住宅を求め、上記の理由で公営住宅に入居、その後、遺族年金の受給権者が何らかの年金請求や相談をすることで、実態が判明する場合があります。このとき、遺族年金は失権となり、5年分の年金を返納を求めることとなります。今後の日本の経済状況や年金受給額の推移を考えれば、このような状況の方々の数は増え、新たな年金問題として浮上するのではないのでしょうか？</p> <p>であるならば、今、現時点での的確な対応をしておく必要があると思います。まずは、すべての年金事務所（相談センター・オフィス含む）の共通認識・対応が求められると思います。</p> <p>逆の見方をすれば、現場の判断にまかせる状態にしておくことで、今までもそしてこれからも、目をつぶる職員がいなかったといいきれられるのでしょうか？</p> <p>また、住民票コード情報の取得に関しても、法律改正等を行い、的確な対応が必要と思われます。また、この件に関する議論において、住民票コードを登録していない人との整合性はどうするのか？登録しない方が得する場合もあるとなれば・・・、いろんな問題点が浮かび上がることと思われませんが、だから、何も対応はしないというのであれば、今までと同じだと思います。年金記録問題しかりです。</p>	<p>遺族年金の受給権は受給権者が婚姻(未届けの場合も含む。)したときは失権する。この場合、受給権者は失権の届出を日本年金機構に届け出なければならないこととなっている。</p> <p>ご指摘のケースのように、遺族年金の受給権者である妻が事実婚の関係に至った場合、その事実を行政庁が把握することは困難であるため、受給権者の方にきちんと届け出ていただくことが必要である。</p> <p>このため、年金証書に同封しているパンフレットで届出について周知しているところだが、このような事象が判明した場合には、現場の判断にまかせるのではなく、遺族年金の失権届の提出を求めることを周知し、しっかり対応するよう改めて機構内で文書を発出するなど徹底を図ってまいりたい。</p> <p>また、このような状況の方々の把握について、住基ネットの情報を利用できないかのご提案だが、現状では住民基本台帳法上、住基ネットにより国の機関等に提供される情報は、年金業務に限らず、氏名、生年月日、性別、住所の4情報とされている。遺族年金の失権事由については、婚姻や事実婚という続柄についての情報提供が必要となるので、今後、住民基本台帳法の改正の動きなどを十分に見守ってまいりたい。</p>
27	<p>年金の裁定請求書を、金融機関の社労士資格の無い社員が窓口へ持参してもそのまま受理しているが、社会保険労務士法第27条に抵触しないか。また、年金記録を確認できるとても大切な機会に専門家の目を通すことで、記録が発見できるかもしれない。</p>	<p>ご指摘の行為が社労士法第27条に抵触するかどうかについては、個別の事案に応じて①他人の求めに応じ②報酬を得て③業として、のいずれにも該当するかによるものであり、一概に判断できるものではない。</p> <p>ご提案の裁定請求書に社労士の目を通すということについては、費用負担の問題もあり一概に推奨できるものではないと考える。</p>

[備考]記録発見が困難なケース

- ・共済期間か厚年期間か不明(旧国鉄見習い期間等共済適用除外期間)
- ・駐留軍関係の事業所名称が不明
- ・会社の組織変更に伴う取得、喪失記録
- ・「通称名」「通り名」を使用していた
- ・親会社は覚えているが下請け会社の会社名が思い出せない
- ・就労場所と事業所所在地が違う